



## 監査基準と経営者不正

高田, 正淳

---

**(Citation)**

国民経済雑誌, 163(2):1-12

**(Issue Date)**

1991-02

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/00174708>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00174708>



# 監査基準と経営者不正

高 田 正 淳

## I 監査基準改正の視点

わが国の監査基準・準則は、過去20年の間に幾度か改正されてきている。しかし、それは追加修正か、部分的な一部の手直しであって、全面的見直しに相当するものはみられなかった。

その間、監査基準・準則をめぐる環境は著るしく変化している。例えば、(1) 専門家としての監査人（公認会計士）の監査領域は、証取法監査における範囲の拡大、商法による会計監査人としての監査、学校法人、労働組合、公益法人の監査へと拡大していること、(2) 監査に対する社会の要請や期待が、長らく公認会計士監査にとって2次的・副次的とみられていた不正問題の指摘や監査不可能とされてきた予測情報への関与などに対しても高まってきていること、(3) 監査対象としての企業活動、会計処理の多様化やE D Pを介しての会計処理のシステム化など量質両面にわたる著るしい変化がみられること、(4) 企業ならびにその活動の国際化に呼応して監査業務の国際化が進んでいること、(5) これらに対応して監査実務についての新しい考え方や概念、新しい技術、例えば監査リスク、内部統制構造、分析的手続、実証性テストなどが考案され開発されてきたことなどをあげることができる。また、わが国の場合、公認会計士制度が設置されてから40年有余、過去20年の間に生じた事件や諸外国の情報に対応し精通すべく、公認会計士の絶ゆまざる努力と業務水準の向上がみられる。さらに監査に対する一般の理解や認識も高まり、公認会計士監査の社会的機能や意義を評価する風潮も無視できない。このような監査をめぐる環境の変化に対応して、現行の監査基準・準則の存在意義が問い直され、その内容の適否が問題

にされるようになったのも、しばし当然といえよう。

全面的改正という場合、種々の視点に立つ改正が考えられる。一つは技術的視点に立って最近の新しい技法やそこにみられる考え方を全面的にとり入れようとするものである。その2は、監査に関する監査人だけでなく、被監査側、監査の恩恵を享受する利害関係者の監査への理解や合意を促進するため、それらの関係者の対応をも教義的にとりあげようとするものであって、いわば監査関係者の視点ともいべき角度からの見直しである。その3は、財務諸表監査の目的視点にたつてその目的を再検討し、それを明示するとともに、目標とする適正性に関する意見表明を、従来副次的と見ていた不正の指摘に拡大しようとするものである。その4は、適用範囲の視点であつて、監査基準の適用範囲をより拡大的・包括的に扱おうとし、他の制度における監査、多くの新しい情報や将来要求される情報にも適用できる基準を設定しようとするものである。いずれの視点も改正に当っては必要と考えられるが、1の技術的視点による新技術・技法の導入は基本的には目的との関係において決定され体系化されるべきであり、また従来の技術等がなお有用であるとするならば、新技術等の導入によって従来の技術等に矛盾が生ずる場合にのみ修正し補足すれば足りるから、この場合は全面的改正になるかどうか疑問が残る。その2の利害関係者は、監査基準・準則にいう監査に対し自己の利益が保護されるという期待をもつ。その保護は無限でなく、その監査の目的によって制約され、また限界もある。被監査側もこれらを知つて自らを対応させる責任がある。したがつて監査の関係者の視点は、あらかじめ監査の目的が明確になっていることが前提となる。その4の適用範囲は監査基準の指向する監査がどの程度一般的であり包括的であるかによって決まる。それは、目的がより一般的・包括的であるかどうかに関連しており、ここでも目的を再検討することが必要となつてくる。このようにみるならば、多くの視点は、目的視点の明確化と目的の追究とに無関係でなく、またむしろ目的視点による展開がとりあえず重要であることは間違いない。

## II 監査目的と不正

監査業務の内容は、監査の指向する目的によって相違する。その目的は、監査を要求する利害関係者の要請を充すものでなければならない。監査目的を具体的な監査業務上の目標と考える場合、現行の監査基準は財務諸表等の適正性に関して意見を表明するという監査目標ないし監査目的をあげていると解することができる。監査基準がその目的のもとで監査全体の構造を形成する基本的な概念と原則およびその相互関係を説明するものであるとすれば、監査目的である適正性に対する意見表明の意味が明確になっていなければならない。そのためには、監査基準は制度上どのような監査を扱うのかがあらかじめ決定されていなければならない。そこでは利害関係者の要請に可能な限り対応でき、つまり社会的に緊急性の高いものであってできるだけ他の監査が包括されるようなより一般的な監査のモデルが選択される必要がある<sup>1</sup>。

一般的には、重要な誤謬や不正を含む財務諸表は適正性をもつものとは考えられないが、1930年代投資家のための財務諸表監査が監査の主流となる頃から、不正問題は消極的に理解されるようになった。それは、一般投資家の関心が、経営者の誠実性や不正行為の有無よりも、企業の成長性を判断できる信頼性ある情報としての財務諸表の確保にあること、企業内部において内部統制や取締役会など不正を防止したり排除するシステムがあり、通常の状態では不正発生の可能性が小さいこと、万一不正が発見されたとしても、その不正が投資家の損害に結びつくとはかぎらないことなどが原因である。したがって1970年頃に至るまで長い間財務諸表監査では、発生した事実の質において違法行為や反社会的な不当な行為が含まれていても、それが事実通りに、あるいは利益数値に影響されないように財務諸表に表示されておれば、会計上の不正といわれる粉飾決算や会計操作による不正に結びつかないかぎり、その財務諸表は適正であ

1 それには、一般投資家向きの監査が適合するものと考えられる。拙稿「監査の機能と監査基準のあり方」会計第135巻3号、1989年3月号69頁～71頁参照。

るとする考え方が支配的であった。

わが国の旧監査基準・準則の序文「財務諸表の監査について」（昭25. 7. 経済安定本部企業会計基準審議会）では、「監査は過去においては不正事実の有無を確かめ、帳簿記録の正否を検査することをもって主たる目的としたものであったが、企業の内部統制組織即ち内部牽制組織及び内部監査組織が整備改善されるにつれて、この種の目的は次第に重要性を失いつゝある」として、不正の指摘が財務諸表監査の主目的でないことを明らかにしている。わが国の公認会計士監査も長らくこの趣旨に従い、粉飾征伐には重点をおくが不正に対しては消極的態度をもって接してきた。このことは、不正問題が社会問題となったことに対応して日本公認会計士協会が公表した監査第一委員会報告50号「相対的に危険性の高い財務諸表項目の監査手続の充実強化について」（昭53. 10. 4）において、企業役職者による財産上の不正行為（企業の財産の不正使用、企業の財産の着服、企業への債務の転嫁等）が巨額で財務諸表に重大な影響を与える危険のあることが指摘され、「公認会計士の財務諸表監査は不正の摘発を第一の目的とするものではないが、公認会計士監査に対する社会的信頼性を失墜させることがないようにこれに対応しなければならない」と述べられていることにも表われている。

確かに、経営者の不正行為を会計監査の立場から扱うことには困難が伴う。不正行為とみられるもののなかには、会計以前の段階において行為として実現したことが不明確なものもあり、またその行為自体が不正行為であるかどうか判明しないものもあるからである。とって明確な不正行為で会社の財産に著しい損失を与えたものを、あるいはそれに対して会計操作を施したものを無視することはできない。またこのことを知ってなんらかの行動を起したと公認会計士に期待する利害関係者の思いを無視したり、裏切ることもできない。不正行為とそれに起因する会計上の不正収支は様々であり、公認会計士がどこまでこれを指摘できるか、また矯正するよう指導できるかについては、不正を一括して論ずることができるほど単純でない。不正行為の典型的事例をあげ、公認

会計士監査のそれへの接近を個別に追究し、なんらかの結論をうることが必要であると思われる。

不正問題を消極的に扱う一般的な見解に対し、これを積極的にとりあげるべきであるとする見解もある。その例として日本会計研究学会の「監査基準の検討」特別委員会の報告（委員長，高田正淳<sup>2</sup>）がある。また最近のアメリカ監査基準の新しい傾向<sup>3</sup>にもこれがみられる。これらの説の特徴は不正問題の指摘を監査目的に包含し、不正行為ならびに不正収支が無いことが適正性の要件として組みこまれる点である。換言すれば適正性の概念の中には経営者の誠実性等が包含されており、経営者の不正は株主や投資家のその企業に対する将来の予想を誤らしめ、また将来損害を与える可能性をもつから、このような不正を含む財務諸表は適正ということができないとするのである。したがってこの考え方の下では、重大な不正を含む財務諸表は、監査報告書では除外事項が付され限定付意見に到達するか、それが極端に重大である場合には不適正意見の対象となる<sup>4</sup>。

筆者は、基本的には後者の見解に立つものであるが、実際には発見がむづかしく、上述のように行為自体の正否を判断することが困難な場合もあるから、ここでも不正行為の個々の事例について監査人のとるべき対処法を考慮しておく必要がある。

### III 不正行為の例

粉飾以外の経営者による不正行為の例をあげれば、およそ次の11種類のもの

2 日本会計研究学会「監査基準の検討」特別委員会報告第2回中間報告，昭58.3

3 AICPA, SAS (監査基準) No. 16, No. 17 から同SAS.No. 53, No. 54 への変遷のなかにみられる。No. 53 では、重大な不正や誤謬が存在しないから財務諸表は適正であるとし、不正の無いことが適正性の要件となっている。

4 発見した事項が不正であるかどうかの判断が現時点で不可能である場合で、それが非常に重要であるときは、この説では意見差控になる可能性がある。しかし、このような事態に到達するまでに監査人が被監査側に対し注意を喚起する等現実的な対処法があり、それが利害関係者から期待されているものと考えられる。

になるであろう。実際はこれらが組合されることもある。

- (1) 資産の横領ないし着服
- (2) 資産の流用ないし不正使用
- (3) 企業への個人債務の転嫁
- (4) 不当な価格による資産の購入・販売
- (5) 不良な貸付
- (6) 取締役会の決議を経ない競業・利益相反取引
- (7) 特殊株主等に対する無償供与
- (8) 不公正取引に関するリベートや仲介料の授受
- (9) 贈収賄、規制外の政治献金による支出
- (10) 公害支出その他社会的義務による支出の不履行
- (11) 独禁法違反による不当な収支

(1)の横領・着服は、直接に金銭を詐取するものだけでなく、換金しやすい有価証券や商品を持出しその売却代金を着服する等複雑な手口によるものが多い。同様に(2)は、直接金品を流用するものだけでなく、会社名義で借入れた資金を個人的に利用することを含む。(3)は、交際費などの個人債務を会社に支払わせる場合である。(4)は不当な高値による資産の購入や安値による販売で会社に損害を与える場合や逆に一時的にその会社を有利にし後に債務や無形の損害を生ぜしめる場合である。(5)は、最初から不良であることがわかっている場合だけでなく、後に不良となりその処理を怠っている場合を含む。(8)は不公正取引に絡んでいるかぎりリベートや仲介料が問題となるものをさす。

これらは種々の観点から再分類することができるが、全部に共通するのは、直接・間接に、また現在ないし将来、会社の資産に損害を与えているか与える可能性のあることである。このうち(1)~(7)は、原因(意図)と結果の両面からみて明らかに会社に損害を与えるものであるに対し、(8)~(11)は、それによって暗黙になんらかの形の利益が期待されるものであって、発覚することのような条件によっては会社に損害を与えることになる性格をもつものである。

監査人は監査の過程で(1)~(7)の行為を発見した場合には、とりあえず監査特例法第8条により監査役に報告し、それを矯正するよう進言する。すでに損害が生じそれが重大であって、補償ないし損害の事態から回復がなされない場合には、監査報告書における除外事項となる。これに対し、(8)~(11)の行為を発見した場合には同様に、監査特例法第8条による処理を行う。しかしその企業の資産に損害が生じていない段階では、会計上の不正、とくに表示上の虚偽がなにかぎり、経営者の善処を待つ以外にない。

#### IV 不正行為と会計との関連

以上のような不正行為が収支に影響し、会計に及ぶことは当然である。しかし不正行為がそのままの形で会計に記録されることは、不正の性質上現実にはありえない。それらは簿外とされるか、変形して記録される。つまりそのほとんどは帳簿の歪曲へ転換される。

その転換は次の4種の方法で行われる。

- (1) 取引や事実の不記載（簿外処理）
- (2) 取引や事実の記録上の操作・変造（変記載）
- (3) 実体のない取付の記載（架空記載）
- (4) 記載上の不正確・不明瞭化（不明瞭記載）

(1)は、会計上の取引が存在しているにもかかわらず無記載とする場合をさし、(2)は、会計上適切な取引が存在しているにもかかわらず、それが変造されて変記載となる場合である。(3)は、会計上の取引が生じていないにもかかわらず、それが存在するかのよう記載される架空の記載である。(4)は、事実を表示せず、類似または異った項目につけかえるような不明瞭の記載をさす。不正行為が会計上の記載となる場合、これらのいずれか、あるいはこれらの複数のものの利用による。

財務諸表監査が不正行為を発見したり、それを防止するのは、このような会計に関連する不正を監査手続によって追求する過程において行われるのであ



て、他の調査と異なるところである。また従来の試査方式では、その目的からみて不十分であって、不正の発見、防止のためにはより拡大された監査手続が必要とされる。

たとえば、有価証券や商品を役職者の立場から、すなわち印鑑の保管や取扱いの権限を有する立場から証券業者や倉庫業者に預けている資産を持ち出し売却代金を着服する場合、その預り証ないし倉庫証券を偽造するか、粉失届扱いにして保持することによって監査人の発見をまぬがれたとすれば、現行の監査実施準則による予備調査手続、取引記録の監査手続、財務諸表項目の監査手続あるいは財務諸表監査の慣行からはこの不正行為を発見することは困難である。そのためこのような不正行為を発見するためには、

(1)内部統制については、内部統制の重要な部分について変更の有無を調べ、ある場合にはその変更の内容と理由、それに関連する事項を調べ直すこと、役職者としての経営者の内部統制運用面における統制機能の無視や故意による統制機能の停止がなかったかどうかにとくに留意することが必要であること

(2)個々の項目の監査実施に当って、あらかじめ起りうる不正の事例や類型を考察し、想定した不正行為の内容を重点的にとりあげ実証的にテストすることが必要であること

(3)不正行為は、預り証、倉庫証券などの証憑書類を偽造することによって行われる事例が多いことから、これらの証憑の實在に満足せず、相手先へ監査人が問合せ確認をとる手続が必要であること

(4)同様に、帳簿に記録せず簿外取引とする事例も多いことから、監査の過程において監査人が関係する取引先、銀行等に直接確認を行う必要があること  
など監査手続の拡大が求められる。

(5)さらに一般的には不正行為に関係をもちやすい現金、交際費、使途不明金に重点をおいて監査を実施すること

(6)異常取引を発見するために分析的手続を多用すること  
なども必要であると考えられる。

## V 監査基準における不正問題

すでに述べた通り、実態面において重大な不正行為がある場合には、財務諸表そのものが質において不当性をもっており、将来の財政状態、経営成績に影響することも予想され、また利害関係者に損害が及ぶことも考えられるから、財務諸表の適正性に関係あるものとしてとりあげる必要がある。またその問題を監査基準における監査目的とそれによる監査実施上の諸手続に反映せしめる必要がある。

アメリカにおいても、1930年代以降最近まで投資家のための監査は経営者不正としての粉飾決算に重点をおいてきた。事件の多くは、企業合併のための粉飾決算と株価操作を行い易くし、粉飾決算で捻出した差額を個人的な私済や資産の流用にあてることが不正の常道であったからである。またこれらの不正収支は、原因における質的な問題が絡むものであり、従来の投資家のための監査では、当明利益に影響がないかぎり、投資家の関心の対象とならなかったといつてよい。しかしエクイティ・ファンディング会社事件やロッキード事件等を契機に、このような不正が問題になり、公認会計士がこれを指摘するものと考えられる利害関係者の期待と現実の監査とは大きく食違うことになった。アメリカの監査基準書16号、17号は、不正や違法行為を摘発できるよう監査計画に監査手続を拡大することを要求し、今回の同53号、54号では、財務諸表に重大な影響を及ぼす不正や違法行為を摘発する責任を明らかにし、発見した場合には監査委員会、SEC・裁判所その他政府機関へ要求があれば報告する責任を課した。また適正性の条件になることも指摘している。もっとも、上記16号と53号は財務諸表の虚偽記載やその内容の歪曲に至る不正について論じ、17号と54号は贈収賄やリベートのような違法行為を問題にしている。

わが国では、この種の不正の取扱いについて、また適正性の条件に入れることについて種々の見解がある。前述の日本会計研究学会の「監査基準の検討」特別委員会は、その第2回中間報告（昭和58年3月）において、内部統制の守

備範囲を拡大して不正の防止をはかるよう企業に助言し、監査手続の拡大によって監査人が財務諸表に重大な影響を及ぼす不正を発見した場合は除外事項として監査報告書に記載し、場合によっては不適正意見の表明に到達することを指示している。つまり重大な不正は、財務諸表における記載の欠如、不明瞭な記載を誘発し、財務諸表の内容を歪曲し、投資家の判断を誤らしめること、さらに将来損害賠償等の要求によって投資家の予想を誤らしめ、投資家に損害を与える危険性を含んでいることから、適正性の条件に「重大な不正がないこと」を入れ、不正問題を投資家のための監査に導入すべきことを主張している。ここではこれを支持し、監査基準の一般事項として不正問題の監査を導入するという考え方をとる。商法監査にとって、経営者の不正は重要問題であり、この問題を投資家のための監査に包摂することは可能であり、投資家保護→適正意見の表明という監査目的の系列をもつ監査基準の実質内容の充実のためにむしろ必要なことである。

監査目的に不正問題を含め、これを明らかにするため、一般基準の冒頭において監査目的を明示し、それに加えて不正問題に慎重に対処すべきことを明らかにする必要がある。また一般基準の解説（一般準則と仮称）ではこれを説明する必要もある。不正問題を目的において強調するかぎり、監査実施準則に示す必要な監査手続も、不正の発見や指摘に不可欠な確認等の外部証憑を得る手続を強調しなければならない。また監査報告においても、不正を意識した明確な文言が必要と考えられる。このような考え方にたって作成した試案が公表されている。以下必要な部分だけをとり出し、ここに再録しておく<sup>5</sup>。なおここでは適正性に代えて公正性という用語を使用している。

## 第 1 一般基準

- 1 事業が発表する財務諸表の監査は、財務諸表が事業の財政状態及び経営成

5 高田正淳委員長 黒沢委員会レポート「わが国における今年職能の将来——主として監査制度と監査基準の領域について」JICPA ジャーナル 408号, July 1989, 14頁～31頁に掲載したものの一部をここに抜萃してあげることとする。

績を公正に表示しているかどうかについての監査人としての意見を表明することを目的とする。

その監査においては、財務諸表の目的に反する不正行為の有無とその内容についても慎重に配慮しなければならない。

## 〔1〕 監査一般準則

- 1 財務諸表監査の目的は、慎重に投資の意思決定を行おうとする一般的投資家を保護するものである。したがって監査の実施及び報告書の作成に当たっては、つねに一般投資家を考慮し、その意思決定に影響を与える要因が財務諸表において公正に表示されているかどうか、とくに経営者の誠実性・社会責任に反する不正がないかどうかを十分に確かめなければならない。

## 〔2〕 監査実施準則

- 6 監査人は、次の項目について必要な監査手続を選択・適用しなければならない。必要な監査手続は、実施可能にして合理的である限り省略してはならない。必要な監査手続によって十分な証拠が入手できない場合、またはそれが実施不可能か、実施することが合理的でない場合には、監査人はそれ以外の監査手続を適用してより十分な証拠を入手しなければならない。

### (1) 現金預金

1. 事業が保有する現金については、実査または立会を行う。
2. 預金については、預金先に対して確認を行いまたは残高証明書によって確かめる。

### (2) 売掛金・手形債権・貸付金

1. 売掛金・貸付金の残高については、債務者に対して確認を行い、他に保管されている手形については、保管者に対して確認を行う。
2. 回収可能性を吟味して、適正な評価の有無を、債務者の状況と対比して決定する。

### (3) 棚卸資産・有価証券

1. 棚卸資産・有価証券の期末残高については、実地棚卸の立会または実査を

行う。

2. 他に保管されている棚卸資産・有価証券については保管者に対して確認を行う。

(4) 買掛金・借入金

1. 買掛金・借入金の増減および残高についてはその明細表を吟味し、それに関し、質問、分析等を行う。
2. 必要と認めた場合には、債権者に対し確認を行う。

(5) 売上高・仕入高

1. 重要な、または不正の危険性ある売上取引・仕入取引については証憑書類・取引記録の詳細に逆上って追跡し、対応項目との関連、値引等の記録等についても吟味するため、分析、照合等を行う。
2. 不公正取引、リベート等については、分析、質問等を行う。贈収賄の疑いある場合もこれに準じて吟味する。

(6) 偶発債務

1. 債権者または保証先に対して確認を行う。
2. 必要に応じて外部関係者に対して照会し確認を行う。

[3] 監査報告準則

1～4（現行のものと同じ、ただし適正または適正性は、公正または公正性に訂正する。）

- 5 経営者の不正に起因し、財務諸表に重要な影響を与える事項は、除外事項とする。また不正の存否、その影響等について、自己の意見を保証するに足る合理的な基礎が得られない場合には意見を差控えなければならない。